

さぬき市民病院公衆無線ネットワークサービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、さぬき市民病院（以下「当院」という。）で入院する患者及びその家族等を対象に、当院が整備した公衆無線ネットワーク（以下「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものである。

(利用場所と利用時間)

第2条 利用場所と利用時間は、別表のとおりとする。

(利用対象者)

第3条 当院の無線ネットワークを利用できる者（以下「利用者」という。）は、当院で入院療養中の患者及びその付添者とする。

(利用者が準備するもの)

第4条 無線ネットワークの利用を希望する者は、その利用に当たって、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、原則として、当院から通信機器等の貸出しは行わない。

- (1) スマートフォン、タブレット、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無線ネットワークインターフェース
- (3) 閲覧用ソフトウェア等

(無線ネットワークの利用)

第5条 利用者は、次の条件に基づき、無線ネットワークを利用してインターネット接続をすることができる。

- (1) 利用者は、本利用規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 利用者の無線ネットワークの利用に伴う利用料金は、無料とする。
- (4) 当院は、第4条に掲げる接続端末等に関する設定や技術的な質問、支援等についての問合せは一切受け付けない。
- (5) 無線ネットワークの利用に必要なパスワードは、適正な利用やセキュリティー対策等を考慮し、定期的に変更することとし、利用者は、必要に応じて各自で設定変更等を行わなければならない。
- (6) 無線ネットワークの接続環境は、常に安定供給を保障するものではない。

(利用に際しての禁止事項)

第6条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 他の利用者若しくは当院に不利益又は損害を与える行為、又はそのおそれがある行為

- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する若しくはそのおそれがある行為又はこの情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結び付く行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 選挙運動又はそれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線ネットワークを通じて若しくは関連して使用する行為又は提供する行為
- (11) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 大音量での音楽・動画再生、大量データの送受信により通信回線に負担をかけるなど他の利用者に対して迷惑になる行為
- (13) 利用者の病室以外の備付けコンセントを利用して接続端末等を利用する行為
- (14) 前各号に掲げる行為のほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれがある行為又は当院が不適切と判断する行為

(無線ネットワークの提供中止)

第7条 当院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの提供を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの保守又は改修工事を実施するとき
- (2) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無線ネットワークの提供上、当院が必要と認めたとき

(免責等)

第8条 当院は、利用者が無線ネットワークを利用して生じた、いかなる利用者の損害について、その責を一切負わない。

- 2 当院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを利用して取得する情報等について、その完全性、正確性、确实性、有用性等について、いかなる保証も行わない。
- 3 利用者が無線ネットワークを通じてインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者がその費用を負担する。
- 4 無線ネットワークへの接続に係る機器設定等については、利用者が行うものとし、利用者の準備する機器等で無線ネットワークを利用できない場合が生じても、当院は、その責を一切負わない。
- 5 当院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。
- 6 当院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイト等への接続を制限することができる。

(専属的合意管轄裁判所)

第9条 無線ネットワークの利用に関し、当院と利用者との間に生じる全ての紛争については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 当院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとし、この規約の変更後に利用者が無線ネットワークを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

利用場所	利用時間
3階西病棟エリア（感染症病棟を含む。）	6時から21時まで
3階東病棟エリア	6時から21時まで
3階北病棟エリア	6時から21時まで
4階西病棟エリア	6時から21時まで
4階東病棟エリア（HCUを除く。）	6時から21時まで